

新潟・新堀村下遺跡

にいばりむらしも

その荘域などは未詳である。「新堀」の地名の初見は、永正七年（一五〇〇）三月七日付長尾為景寄進状で、「太面庄内村上分薄曾根并新堀・上条・吉野谷」が本成寺（現三条市）へ寄進されている。

1 所在地 新潟県三条市（旧南蒲原郡栄町）大字美里字村下

2 調査期間 確認調査 一九九七年（平9）四月～五月

3 発掘機関 栄町教育委員会

4 調査担当者 武田賢一

5 遺跡の種類 遺物散布地

6 遺跡の年代 平安時代～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新堀村下遺跡は、蒲原平野（越後平野の一部）を南北に流れる信濃川右岸の自然堤防上に立地する。平安時代から室町時代にかけての

時期には、大面莊の莊域の

一部にあたると推定されて

いる。大面莊は、「吾妻

鏡」文治二年（一一八六）

三月一二日条に、「大面莊

（鳥羽十一面堂領）と記

されたのが初見である。平

安時代末期までに成立した

とみられるが、成立年代や



(三) 条

木簡は、確認調査の八一トレンチで検出された径約1mの土坑内から、漆器椀などとともに一点が出土した。遺構確認面から約三〇cm下の覆土内からの出土である。出土状況は、上端が東方向に、下端が西方向に向いており、ほぼ水平の状態で確認された。木簡の出土地点は本調査の対象外となつたが、本調査では、溝状遺構・堀・土坑・井戸・ピットなどが確認された。館の中心部付近の堀からは珠洲焼の擂鉢などが出土した。他の遺物は土師器の甕、須恵器の無台杯、有台杯、甕、青磁碗、かわらけ、硯などが出土した。いずれも小片のため、時期を特定することはできなかつた。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「蘇民将来之□□

・「急々如律令」

276×333×4 051

大きな欠損もなく、ほぼ完形で残つてゐる。蘇民将来呪符である。表裏とも上端部から約一〇cmほどが黒く塗られており、特に「蘇民将来」が記されている面は濃く、肉眼で文字は全く確認できない。「急々如律令」の方は非常に薄く塗布されているため、肉眼でも判読できるほど墨痕は明瞭である。文字内容から表裏関係を特定する

ことはむずかしいので、便宜的に塗布が濃く「蘇民将来」が記されている方を表、「急々如律令」の方を裏とする。表面の「之」以下の部分には、「蘇民将来」に続く常套句として、「家」などが記されていたのか、「子孫也」が記されていたのかは判然とせず、文字数すら確定できない。

文字内容や遺跡・遺物の時期から木簡は中世の呪符と見なされる。本木簡と同じように頭頂部を長く塗る例は、新潟市（旧白根市）浦廻遺跡（本誌第二五号）で確認されている。浦廻遺跡は青海荘、本遺跡は前述の通り大面荘推定域で、荘園を異とする。したがって頭頂部を長く塗布する特徴は、荘域を超えた広く信濃川下流域の地域的特徴とみられる。

一方、今回出土した木簡に塗布された物質については、表面は濃く塗られているにもかかわらず、赤外線に反応せず、むしろその下にある墨痕だけが見出される。本格的な化学分析をしてみなければ断定できないものの、漆が塗布されている可能性が考えられる。

本木簡は一点のみであるが、信濃川下流域の地域的な特色を明確に示すだけでなく、管見の限りでは、漆を墨痕の上に塗布した木簡の類例を見出せず、希少な事例の可能性がある。

（1～7 武田賢一、8 田中一穂（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団）

